

経済産業省

20150907 貿局第1号
輸入注意事項27第13号
経済産業省貿易経済協力局

「機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成27年9月18日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について」の一部改正について

「機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について」(平成19年3月7日付け輸入注意事項19第8号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成27年9月18日から施行する。

「機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について（平成19年3月7日付け輸入注意事項19第8号）

改正後			現行	
平成19年3月6日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。			平成19年3月6日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。	
記			記	
1 対象品目			1 対象品目	
関税率表の番号等	品目	備考	関税率表の番号等	品目
84・11	・軍用航空機用原動機（部分品を除く。）		84・11	・軍用航空機用原動機（部分品を除く。）
8412・10	・軍用航空機用原動機		8412・10	・軍用航空機用原動機
8412・39	・軍用航空機用原動機		8412・39	・軍用航空機用原動機
8412・80	・軍用航空機用原動機		8412・80	・軍用航空機用原動機
87・10	・戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。）及びその部分品		87・10	・戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。）及びその部分品
88・02	・軍用航空機（関税率表第8802・60号に掲げるものを除く。）		88・02	・軍用航空機（関税率表第8802・60号に掲げるものを除く。）
89・06	・軍艦		89・06	・軍艦
93・01	・軍用の武器		93・01	・軍用の武器
93・02	・けん銃		93・02	・けん銃
93・03	・その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの		93・03	・その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの
93・04	・その他の武器		93・04	・その他の武器

93・05	<p>・関税率表第93・01項から第93・04項までの物品の部分品及び附属品（次に掲げるものを除く。）</p> <p><u>イ 関税率表第9305・99号</u>であって、プラスチック製、ゴム製、革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製のもの</p> <p><u>ロ 三脚その他の特殊な支持具</u></p> <p><u>ハ 銃用のつり帯及びバンド並びに銃身又は銃床の環</u></p> <p><u>ニ 銃の反動吸収器で取り外しができるもの</u></p> <p><u>ホ 撃針を保護するための空撃ちケース</u></p>	<p><u>次のいずれかに該当するものを除く。</u></p> <p>・<u>一脚／モノポッド、二脚／バイポッド、三脚／トリポッドに類するもの</u></p> <p>・<u>レスト、台座、ベンチレスト、サンドバッグ、シューティンググレスト、シューティングバッグに類するもの</u></p> <p>・<u>スコープリング、スコープマウントに類するもの</u></p> <p>・<u>ベース、マウントレール、マウントベース、レールベースに類するもの</u></p> <p>・<u>スリング、スリングスイーベル</u></p> <p>・<u>シェルバンド、シェルホルダー、ブレットバンドに類するもの</u></p> <p>・<u>リコイルパッド</u></p> <p>・<u>スナップキャップ</u></p>
93・06	<p>・爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾を含み、<u>カートリッジワッドを除く。</u>）</p>	
93・07	<p>・刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品（<u>刀身に限る。</u>）</p>	

2 申請者の資格

(1)～(8) (略)

(9) 上記(1)から(8)までに掲げる貨物以外の貨物 関税率表の第93・

93・05	<p>・関税率表第93・01項から第93・04項までの物品の部分品及び附属品</p> <p><u>（関税率表第9305・99号であって、プラスチック製、ゴム製、革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製のものを除く。）</u></p>
93・06	<p>・爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（<u>散弾及びカートリッジワッドを含む。</u>）</p>
93・07	<p>・刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品 <u>及びさや</u></p>

2 申請者の資格

(1)～(8) (略)

(9) 上記(1)から(8)までに掲げる貨物以外の貨物 にあつては、当該貨物

03項、第93・04項、第93・05項又は第93・07項のいずれかに該当するものであって、かつ銃刀法第4条第1項の所持許可の対象でないものにあつては、当該貨物を輸入しようとする者（第93・05項に該当する部分品又は附属品については、当該部分品又は附属品の本体が同法の所持許可の対象でないものに限る。）

（注：例えば、スタータピストル、護身棒、投石機、水中銃、スタンガン、ヌンチャクナイフ等（いずれも同法の所持許可の対象でないものに限る。）を輸入する場合は該当）

3・4 （略）

[別紙様式1]～[別紙様式3] （略）

を輸入しようとする者

3・4 （略）

[別紙様式1]～[別紙様式3] （略）